

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

平成29年5月30日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（防災対策地域水準測量作業）

3 作業期間

平成29年6月5日から平成30年3月31日まで

4 作業地域

静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区、浜松市中区、浜松市東区、浜松市西区、浜松市南区、沼津市、熱海市、三島市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、函南町、清水町、吉田町、森町